

経営継続補助金のご案内

緊急!

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。



**機械装置等の導入や感染防止対策など
幅広い取り組みが対象になります!**

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

(1) 経営計画に基づいて実施する**経営継続の取組**

①販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率: 3/4 上限: 100万円

(2) (1)と併せて行う、**感染拡大防止の取組**

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

補助率: 定額 上限: 50万円※(1)の補助額が上限

150万円

(1)と(2)の合計

※集落営農組織などで共同申請も可能 (150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

ただし、参画した農業者が別に個人または共同申請など複数申請した場合には両者とも不採択となります。

【実施期間】 5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

【受付日】 事前に必ず必要書類(見積書・確定申告書・消費税の確定申告書(課税事業者)・申請書等)及び印鑑をご用意のうえ、下記の会場・日程内に申請ください。

※申請書類一式は、7月6日以降に営農経済センターに設置予定ですので事前にお受取りください。

申請会場	受付日	受付時間
北部営農経済センター	令和2年7月13日(月)・14日(火)	9:00～16:00
西部営農経済センター	令和2年7月10日(金)・11日(土)	9:00～16:00
南部営農経済センター	令和2年7月9日(木)・10日(金)・14日(火)	9:00～16:00
東部営農経済センター (※農業機械課2階会議室)	令和2年7月9日(木)・10日(金)・13日(月)	9:00～16:00
上河内営農経済センター	令和2年7月13日(月)・14日(火)	9:00～16:00
河内営農経済センター	令和2年7月9日(木)・10日(金)・11日(土)	9:00～16:00
南河内営農経済センター	令和2年7月10日(金)・13日(月)・14日(火)	9:00～16:00
上三川営農経済センター	令和2年7月10日(金)・11日(土)・13日(月)	9:00～16:00

※公募期間が非常に短いため最寄りの会場で受付日の都合が悪い場合には個別にご相談をお願いいたします。

受付締切予定日: 令和2年7月15日(水)

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！ (※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

【事業の流れ】

☆見積書等お気軽にJAへご相談ください。



Q「経営継続に関する取組(補助率3/4・上限100万円)」の具体的活用例を教えてください。

A 次の想定される活用例を参考にしてください。これ以外にも幅広い活用が可能ですので、JAにご相談ください。

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上
経費例：マルチ張り機、動力噴霧器の購入

ケース②園芸：省力化技術の導入
経費例：播種機、定植機、収穫機、自動選別機、自動梱包機、スピードスプレイヤーの導入

ケース③畜産：発情発見～分娩管理の効率化と堆肥舎の整備
経費例：発情発見システム(牛温恵)、簡易堆肥舎の導入(設置費込み)

ケース④稲作：省力化技術の導入
経費例：圃場水管理システム、ドローンの導入(操縦者の作業委託含む)

Q「接触機会を減らす生産・販売への転換」または「感染時の業務継続体制の構築」に経費の1/6以上を充てる条件となっていますが、具体的にどんな取組が対象となりますか。

A 生産・出荷現場で省力化するための機械等の導入(例：下記イラストなど)などが対象となります。



野菜苗移植機



発情発見装置



農薬散布用ドローン



圃場水管理システム



果実等自動選別機

Q「感染拡大防止の取組(定額：上限50万円)」の具体的活用例を教えてください。

A 感染防止対策のために必要な機械装置等の購入費、消毒やマスクの購入費、清掃費用、飛沫対策のためのアクリル板や防護スクリーンの購入・施行費用、換気設備(換気扇、空気清浄機等)の購入費、その他衛生管理費用が対象となります。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。

A ①見積書、②補助金に係る申請書、③経営計画書、等
この他、直近の確定申告書類(第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書)、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。
提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費と認められます。
具体的には、①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること、②見積書または価格の妥当性を証明する書類を添付する必要があります。

詳しくは最寄りの営農経済センターもしくは営農企画課にお問い合わせください。